

## 令和4年度 健都コーディネート機能構築事業仕様書

事業名称：令和4年度 健都コーディネート機能構築事業

委託期間：契約締結日から令和5（2023）年3月31日

### 1 事業の趣旨・目的

大阪府では、「健康と医療」をコンセプトとした吹田市・摂津市にまたがる北大阪健康医療都市（健都）を、府の成長産業（ライフサイエンス産業）の拠点と位置付け、産学官民の連携によるまちづくりを進めている。

こうした、国際級の複合医療産業拠点（医療クラスター）をめざす健都において、健都内外をつなぐ窓口となり、交流・産学連携の取組みを促進するためのコーディネート機能（※1）の構築を目的に「健都コーディネート機能構築事業」を実施する。

### 2 委託業務の内容

本事業では、健都のコーディネート機能構築のため共創支援オフィス（※2）や健都の関連機関と協働し、次の（1）～（4）の業務を実施する。

なお、本仕様書に記載している業務内容については、基本的事項を示したものであり、本プロポーザルの実施により決定した受託事業者と企画提案等を調整した上で確定する。

※1 コーディネート機能・・・

健都内の研究機関、健康・医療関連企業などプレーヤー間や、それらプレーヤーと地元自治体、住民及び健都外の研究機関、健康・医療関連企業などをつなぎ、健都におけるイノベーション創出に向けた働きを調整、支援するもの。

また、問い合わせ対応や情報発信など、健都における総合調整（窓口機能）を担うもの。

※2 共創支援オフィス・・・

国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下、「国循」という。）が代表機関として進める「共創の場プロジェクト（JST）」が法人化をめざす「『健都』共創支援オフィス」のこと。

#### （1）窓口の試行運用

・以下に示す①及び②を試行運用として実施すること。

① 窓口を設置し、以下の業務を行うこと。

ア：窓口に関する健都内外への広報

イ：問い合わせ対応

ウ：健都内機関と連携を希望する企業や研究機関等（以下、「希望者」という。）と、健都内機関との調整

共同研究・開発に向けた連携が可能かどうか、またどうすれば連携できるかといったことを健都内機関の産学連携部署等と調整・協議し、希望者へフィードバックを行うこと。(ウは3件程度実施することとし、受託事業者が自ら希望者を確保することも可)

② 健都の視察ルートを2つ以上作成し、1回以上視察対応を実施すること。

・視察対応マニュアルを策定すること。

・①及び②以外に、令和3年度の当事業の報告書等を参考にしながら提案者が検討した内容があれば、あわせて実施すること。

#### 【提案を求める事項<A>】

・試行運用の内容

(試行運用の内容は、上記①②に加えて、より効果的な内容を提案することも可。)

提案にあたっては、それぞれの具体的な内容(窓口の設置方法や進め方等)、スケジュール、提案者が活かせる強み等を盛り込むこと。

### (2) 国循または国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所との連携体制の構築

健都の中核的機関である、国循または国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所(以下、「医薬基盤・健栄研」という。)と、窓口との連携を促進させる手法(セミナー・研究発表会の実施、連携について協議する定例会の設置等)を検討し、実施すること。

#### 【提案を求める事項<B>】

・各機関との連携体制に向けた、具体的な方策やスケジュール

### (3) 健都における実証事業等を促進するためのイベント等の開催

健都における実証事業等の促進を目的として、企業や市町村等と連携したセミナー等のイベントを、2回以上企画・実施し、イベントの開催が将来的なマネタイズ方策となり得るかについて検証すること。

・このうち、健康寿命の延伸に取り組む企業や研究機関・自治体等と連携したイベントを1回以上開催すること。

・イベント開催マニュアル(実施にあたっての留意点、集客方法、イベントの進行等)を作成すること。

#### 【提案を求める事項<C>】

- ・ イベントの企画案（内容、連携先）
- ・ 参加者獲得のために生かせる提案者の集客ネットワークや、取りうる広報手法

#### （４） 運営体制の協議

令和5年度以降のコーディネート機能のあり方について、受託事業者、府市、共創支援オフィスの関係者で定期的に協議を行うこと。また、その中で、健都の窓口の一本化や自立化に向けた協議も行うこと。

- ・ 府が令和3年度に検討・設計した窓口機能を踏まえて協議を行うこと。
- ・ 会議の進行、資料作成など運営・調整を行い、議事録を大阪府に提出すること。
- ・ 窓口に必要な専門人材について、会議の中で検討したうえで、要件定義及び獲得手法について具体的に整理すること。

### 3 事業実施に関する基本的事項等

業務を確実かつ効果的に実施できる適切な人員体制を確保すること。また、業務統括者を配置し事業担当者への指導・助言、スケジュール管理、コンプライアンスや個人情報保護、守秘義務の遵守等のマネジメントを的確に行うこと。

なお、本事業の遂行にあたって受託事業者が行った業務の対応内容、支援結果等に関する情報を蓄積し、大阪府と共有すること。

#### 【提案を求める事項<D>】

- ・ 具体的な事業実施体制
- ・ 具体的かつ実施可能なスケジュール
- ・ 本事業を受託するにあたっての提案者の強み（関係機関・企業ネットワーク、類似の調査実績、専門知識や経験、能力等に精通したスタッフの有無等）

#### 4 委託金額の上限

5,452,000円（消費税及び地方消費税を含む）

#### 5 委託事業の運営

受託事業者は、会計に関する諸記録を整備し、各会計年度終了後5年間保存するものとする。

## 6 委託事業の報告

受託事業者は、契約締結後速やかに事業実施計画を提出するとともに、適宜、委託事業の実施状況を書面により、府に報告すること。なお、進捗状況が思わしくない場合、仕様書の業務内容が達成できるよう、府が事業実施計画の見直しを求めることに対応すること。

また事業期間終了後、直ちに業務及び収支内訳の内容がわかる書類を大阪府に提出すること。

## 7 委託事業の一般原則等

- (1) 業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。また、他の機関等に事業で収集した個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続きにより行うとともに、当該機関との間で個人情報に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講ずること。
- (2) 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。
- (3) 本事業の実施により得られた成果、情報（個人情報を含む）等については大阪府に帰属するものとする。
- (4) 事業の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は大阪府と協議するとともに、その決定に従う。

## 8 その他

- (1) 本事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、大阪府と受託事業者で協議の上、業務を遂行すること。
- (2) 企画提案及び契約手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (3) 業務の実施にあたっては、効果的に成果をあげるため、大阪府と十分協議を行いながら進めること。また、本事業に必要な関係者との調整を行うこと。
- (4) 納品が必要なものについて、納品日及び納品形式は別途協議し、納品場所は大阪府の指定する場所とする。
- (5) 報告書等は、紙媒体に加え、電子媒体（電子媒体：Word 形式またはパワーポイント形式及び PDF 形式、CD-ROM 等 2 枚）も提出すること。  
なお、報告書等の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）は、大阪府に譲渡するものとし、作成者は著作権人格権を行使しないこと。